

熊本県後期高齢者医療審査会会議規則

(招集)

第1条 審査会は、会長（その職務を代理する者を含む。以下同じ。）が招集する。

(議長)

第2条 審査会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(開会及び閉会)

第3条 議長は、審査会の開会、閉会を宣告し、議事を整理する。

(発言)

第4条 出席者は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。2人以上同時に発言を求めるときは、議長はそのうちの1人を指定して発言させなければならない。この場合、出席者は発言の前後について異議を申し立てることはできない。

第5条 当事者、利害関係人、参考人又は関係行政機関の職員が発言を求めたときは、議長は直ちにこれを許可しなければならない。ただし、そのために他の者の発言を中止させることはできない。

第6条 議題に関係のない発言を許可することはできない。

2 議長は、発言が冗長であり、又は不必要であると認められるときは、これを制止することができる。

(退席の要求)

第7条 議長は、委員以外の者の発言が十分述べられたと認められるときは、これらの者に対して退席を求めることができる。

(採決)

第8条 議長は、委員の討論の論旨がつきたと認められて、採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後、委員は、その議題について発言することができない。

第9条 委員が可否を表明する方法は挙手をもってこれをする。ただし、議長が必要と認める場合は、他の方法を用いることができる。

(採決結果の宣告)

第10条 採決の結果は、議長がこれを会議に宣告しなければならない。

(動議等の採決)

第11条 動議は、審査請求人の請求の趣旨に最も遠いと認めるものから順次採決しなければならない。

(欠席)

第12条 委員は、招集に応ずることができず、又は招集に応じたが会議に出席することができないときは、その事由を議長に届けなければならない。

2 前項の届出があったときは、議長は、これを会議に報告しなければならない。

(除斥)

第13条 委員は、次の各号に該当する場合には、その議題について除斥される。

- (1) 委員が審査請求人であるとき。
- (2) 委員が審査請求人の親族であるとき。
- (3) 委員が審査請求人の代理人であるとき。

(会議及び会議録)

第14条 審査会の会議を開会したときは、会議録を調整して、議長の指名した委員2人がこれに記名押印しなければならない。

2 会議は原則として公開しない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、平成20年5月19日から施行する。